

# 受動喫煙対策に関する説明会

飲食店・職場等における



# “たばこ”

のルールが変わります！



望まない受動喫煙の防止を目的として「健康増進法」が2018年7月に改正されました。これにより、病院・学校等には2019年7月1日から原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）が、飲食店・職場等には2020年4月1日から原則屋内禁煙が義務付けられます。改正法の全面施行に向けて、各施設管理者の皆様を対象に説明会を実施します！

会場

船橋市役所本庁舎 11階 大会議室  
※裏面地図参照

対象者

改正健康増進法による規制対象施設  
管理責任者・担当者

内容

改正健康増進法に基づく規制内容等

14時00分～15時00分 従業員の受動喫煙による健康影響と対策について  
15時00分～15時45分 改正健康増進法に基づく規制内容（県担当職員）  
15時45分～16時00分 質疑応答

申込方法

裏面申込書をFAX・郵送・メールで送付

お申込・お問合せは「千葉県 健康づくり支援課 健康ちば推進班」まで  
○FAX…☎：043-225-0322  
○郵送…〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
○メール…✉：kenzo8@mz.pref.chiba.lg.jp  
○電話…☎：043-223-2660（電話での申し込みも可）

※参加票等の送付は行いませんので、参加申込書を送付いただいた方は、説明会当日そのまま受付にお越しください。

千葉県・船橋市

12/5 (木)  
14時～(受付:13時30分～)  
船橋市役所本庁舎  
11階 大会議室  
定員:250名  
(申込先着順)

FAX 043-225-0322

受動喫煙対策に関する説明会 申込書

会場：船橋市役所本庁舎 11階 大会議室 12月5日（木）

管理施設 の情報	施設種別・ 名称	施設種別記載例) 飲食店、ホテル、事業所、パチンコ店 等
	所在地	
参加 代表者	氏名	
	電話番号	
他参加者の氏名	1	
	2	
	3	



船橋市役所本庁舎

住所 〒273-8501

千葉県船橋市湊町2-10-25

電話番号 047-409-3274 (船橋市保健所地域保健課)

JR船橋駅下車

・徒歩約15分

・南口バス停2番から「西船橋駅」行きバスで、「船橋市役所」下車徒歩1分

京成船橋駅下車

・徒歩約13分

JR西船橋駅下車

・北口バス停5番から「京成船橋駅」か「船橋市役所」行きバスで「船橋市役所」下車徒歩1分

※ 御来場の際は、公共交通機関を御利用ください。

◆受動喫煙対策に関する説明会（開催日程） ※各日程の詳細は、県ホームページ等で御確認下さい。

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 10月18日（金）東金文化会館         | 10月29日（火）柏市民文化会館（柏市共催） |
| 11月6日（水）南総文化ホール         | 11月12日（火）小見川市民センターいぶき館 |
| 11月21日（木）君津市民文化ホール      | 11月27日（水）市原市民会館        |
| 12月5日（木）船橋市役所本庁舎（船橋市共催） | 12月10日（火）成田国際文化会館      |

◆改正健康増進法による規制対象施設

＜原則敷地内禁煙＞ ※規制対象予定の施設を一部に含む

学校、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター、はり・あん摩・きゅう等の施術所、児童福祉施設、母子健康包括支援センター、認定こども園、少年院、少年鑑別所、行政機関の庁舎、バス、タクシー等

＜原則屋内禁煙＞ ※上記以外の「多人数が利用する施設」の全てが該当

飲食店、旅館・ホテル、理・美容店、デパート、小売店、公衆浴場、映画館、劇場、パチンコ店、マージャン店、カラオケボックス、インターネットカフェ、ボウリング場、ゲームセンター、事業所（職場）、社会福祉施設（上記の原則敷地内禁煙の対象施設を除く）、集会場、結婚式場、葬儀場、鉄道等車両、旅客船等